

あくなき軍拡？ そんなことより憲法九条を 基軸とした平和実現のアプローチを

高市政権下の軍事動向と「軍事によらない平和」の 実現に向けた若干の考察

三宅裕一郎 日本福祉大学教授

二〇二五年一月二六日の国家基本政策委員会合同審査会における党首討論で、高市早苗首相(以下、高市首相で統一)は、政党への企業・団体献金規制について質問した立憲民主党の野田佳彦党首に対し、過去の党首討論のエピソードにも触れながら「そんなことよりも、是非、野田総理、定数の削減やりましようよ」とはぐらかすように呼びかけた。これに対しては野党各党が猛反発、その後一二月三日の参院本会議で、高市首相は発言の釈明に追われることになる。

日本の憲政史上初の女性総理大臣誕生となった政権発足から約三か月、高市政権は今この「そんなことより」という言葉に象徴されるように、企業・団体献金規制問題だけではなく私たちの暮らしそのものに直結する様々な優先課題を先送りにする一方で、あくなき軍事力の拡大には引き続き絶賛推進中である。政権発足直後の一〇月二四日の所信表明演説では、二〇二二年一月に岸田文雄内閣が閣議決定したいわゆる「安倍閣連三文書」を二〇

二六年中に改定する方針を示し、あわせて防衛費のGDP比二%への増額を二〇二五年度中に前倒しで行うことも明らかにした。

メディアがこぞつて喧伝するいわゆる「台湾有事」の可能性、二〇二二年二月の開始から四年が経過しようとしている今も終息のみえないウクライナ戦争、七万人以上ともいわれる痛ましい無辜の人々の大量虐殺を伴いながら二〇二三年一〇月以降進行するガザでのイスラエルによる蛮行などを目の当たりにして、一般市民の漠たる不安と軍事力による安全保障への信頼はますます強まり、今や憲法九条の存在は、これまで以上に有名無実化した感さえあるといっても過言ではない。

しかし、果たして憲法九条は、本当にその役割を終えてしまったのだろうか？ 否、むしろそこには、必ずしも検証され尽くされていない平和実現に向けた可能性が今なお存在し続けているのではないか？ 本小論では、「軍事による平和」というアプローチが席卷する今だからこそあえて、憲法九条の原点に立

ち返った「軍事によらない平和」という平和実現のアプローチにつきささやかな考察を試みることにしたい⁽¹⁾。

一 憲法九条の否定と 高市政権下の軍事動向の諸相

まず現在の日本の軍事動向の深層を探るという意味からも、高市首相がこれまで明らかにしてきた関連する主な見解とそこに伏在する問題点についてみておく。

(1) 憲法九条にまつわる基本姿勢

高市首相は早くから、現行の憲法九条についてはこれを抜本的に改めることを主張しており、自身の憲法九条改正私案も公表している⁽²⁾。それによれば、日本が自衛権を有していることを前提に「国防軍」を保持すること、「国防軍」は自衛権行使の他にも国民保護、領土保全、独立統治のために必要な措置、国際社会の平和と秩序を維持するための活動をとることができると、その最高指揮権は内閣総理大臣に属することなどが、その主な内容となっている⁽³⁾。この約七年後の二〇二二年四月に自民党が公表した「日本国憲法改正草案」でも、憲法九条の二として「国防軍」の保持が明記されており、この高市私案はその系譜に連なるものといえよう。

なお、二〇一七年五月には当時の安倍晋二自民党総裁が、現行憲法九条の規定はそのままにした上で自衛隊の存在を九条に明記する「自衛隊加憲」論という新し手の憲法改正案を提

唱した。翌二〇一八年三月の自民党大会では、政権公約となるいわゆる「改憲四項目」のひとつとしてそれが了承されるに至っている。これについて高市首相は、確かに二〇二五年自民党総裁選討論会では憲法への自衛隊明記を支持する姿勢をみせたものの、二〇二一年の総裁選前のインタビューでは二〇二二年自民党改憲案が「改憲四項目」よりも優れた案だとする評価を行っており、現在も決して憲法九条の抜本的改定を指向する姿勢を失ったというわけではなさそうである。そして、このような基本姿勢は、以下に取り上げる論点にも反映されているといえる。

(2) 非核三原則の形骸化

一九六七年一二月に当時の佐藤栄作首相によつて表明された非核三原則(核兵器を「持たず、作らず、持たせぬ」)についても、高市首相は頑なに抵抗する姿勢をみせている。二〇二二年一二月の安保関連三文書閣議決定の際のエピソードとして、高市首相は自身の編著の中で、「唯一、『国家安全保障戦略』の閣議決定直前に私が抵抗していたのは、『非核三原則』を堅持するとの基本方針は今後も変わらない」という箇所でした。続く『拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり続ける』との記載と矛盾すると考えたからです⁽⁴⁾と振り返っている。とりわけ高市首相が強い難色を示しているのが、「持ち込ませず」についてである。つまり、いざというときの「米国の『核の傘』の実効性」を担保す

るためにも、核を「持ち込ませず」は日本の安全保障にとつて致命的な障害となるというのが高市首相の基本認識であるといつてよい⁽⁵⁾。もつとも現時点において高市首相は、今後非核三原則を堅持するかを問われ「申し上げる段階ではない」と言葉を濁し(二〇二五年一月一日の衆院予算委員会)、また安保関連三文書の見直しに伴い「明示的に非核三原則の見直しを指示したという事実はないません」とも答弁している(同一一月二六日の国家基本政策委員会合同審査会)。確かに非核三原則の見直しについては、現実的には様々なハードルが立ちただかり当面その実現可能性は低いかもしれない。

しかしながら、現在トランプ政権が二〇三四年の運用開始を目指して開発を推し進める海洋発射型核巡航ミサイルが日本に寄港する米原子力潜水艦に配備されるようになった場合、かつてアメリカとの「核密約」により黙認されてきた日本への核の持ち込み問題が再燃する可能性を指摘する有力な声もある⁽⁶⁾。その場合、非核三原則は、高市首相が唱導する方向へと形骸化されていく恐れは決して否定できないであろう。

(3) いわゆる「台湾有事」Ⅱ「存立危機事態」発言をめぐる法解釈上の問題

二〇二五年一月七日の衆院予算委員会で、高市首相は、台湾海峡での中国と台湾の対立をめぐる文脈で、「存立危機事態」とは現実的にどのような場面を指すのかという立憲民主

党の岡田克也議員の質問に対し、「例えば、台湾を完全に中国、北京政府の支配下に置くようなことのためにどのような手段を使うか。…それが戦艦を使って、そして武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になり得るケースであると私は考えます」と答弁した。

この存立危機事態とは、二〇一五年九月に国論を二分する形で成立した安全保障関連法において導入された新たな概念である。具体的には、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」によつて日本の存立が脅かされ、それにより「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」(事態対処法二条四号)を指し、この限りで日本は直接武力攻撃を受けていなくても集団的自衛権を行使することが可能となった。まさに高市首相の発言は、中国の武力行使を契機とするいわゆる「台湾有事」が存立危機事態に該当し自衛隊による武力行使のトリガーとなることを認める、従来の政府見解よりもかなり踏み込んだものであった⁽⁷⁾。これを受け日中関係が急速に悪化し、軍事的な緊張も極度に高まって現在に至っていることは周知の通りである。

もとより憲法九条からみた安全保障関連法並びに集団的自衛権行使の違憲性については、ここで改めていうまでもない。しかし、一旦その点をおくとしても法律の解釈上注意しなければならぬのは、この場合「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」が実

際にどの国に対するどのような武力攻撃を指すのかが明確でなければならぬということである。確かに高市首相の答弁には、中国の「海上封鎖を解くために米軍が来援し」「それを防ぐために」中国軍が武力行使を行う事態を想定している箇所があり、法律上こうしたケースが存立危機事態に該当することがないとは必ずしもいえない⁽⁸⁾。けれども高市首相は、「こういった事態も」あくまで一つのケースとして捉えているふしがある⁽⁹⁾。しかも現実には「実際に発生した事態の個別具体的な状況に即して、全ての情報を総合して判断」されるとなれば、存立危機事態という概念は、それこそ「台湾有事は日本有事」とばかりにいかようにでも拡張していくことにもなりかねない。高市答弁を引き出した岡田議員の質問に対し批判が向けられることも多いようだが、実は岡田議員の質問は、存立危機事態をいかに限定づけるかという文脈でなされたものだったことについても留意しておく必要がある。

二 「軍事によらない平和」を実現するために

「平和を愛する諸国民の公正と

信義」の結集を

(1) 「マルチトラック外交」がもつ可能性

今や帝国主義の復権とばかりに大国である主権国家によるむき出しの暴力が横行し、そのような現実を前に「軍事による平和」の正当性が無自覚的にしかも自明視される中、憲法九条の存在意義についてはこれまで以上に強い逆風が吹き荒れているといっても過言ではない。

しかし筆者自身は、そのような現実が厳然としてあることを認めつつも、憲法九条にはいまだ検証され尽くされていない様々なアプローチの可能性が伏在していると確信している。そのひとつが「マルチトラック外交」と呼ばれる外交アプローチの可能性である。マルチトラック外交とは、「国家の行う外交のみならず、たとえば、議員、地方公共団体、業界団体、専門家、そしてNGOや市民団体といった存在による外交」⁽¹⁰⁾を指すとされる。つまり、複数のアクターがそれぞれのチャンネルを通じて重層的な外交を行うアプローチであり、とりわけその中に私たち一般市民も外交の主体として積極的に位置づけられていることが重要である⁽¹¹⁾。

ここで注目しておきたいのが、日本の地方自治体によるマルチトラック外交の実践である。実は日本でもすでに、静岡県地域外交局（二〇二一年四月設置）、群馬県地域外交課（二〇二〇年四月設置）、沖縄県平和・地域外交推進課（二〇二四年四月に地域外交室から格上げ）が、「地域外交基本方針」を策定して様々な取り組みを展開しているところである。

その中でも沖縄県は、地域外交基本方針の中で沖縄県を「アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する国際平和創造拠点」として位置づけ、「平和を希求する『沖縄のこころ』の国内外への発信強化や平和に関する学術研究の促進等に取り組み、地域の緊張緩和と信頼醸成に貢献することを目指します」と明記し、玉城デニー知事のもと積極的な自治体外交を

引き続き展開している。ひとたびいわゆる「台湾有事」が勃発すれば、沖縄県は再び戦争に巻き込まれかねない危険と常に隣り合わせにある。そのように考えれば、君島東彦が指摘するように、「中央政府が当該地域の住民の人権（生命、財産）の保障に積極的でない場合、その地域の政府自治体が住民の人権保障のために活動することは必要性・緊急性が高く、その意味で「沖縄県の地域外交はまさにそのような活動」⁽¹²⁾として積極的に評価することができるとはならないか。そして、こうした取り組みこそ、まさに憲法九条が構想する「軍事によらない平和」の実現に向けたアプローチのひとつでもあったはずである。

(2) 「2025年日本平和大会 in 愛知」への参加を振り返って

先述もしたように、マルチトラック外交の重要な主体のひとつとして、私たち一般市民の存在がある。いうまでもなく、これまでにすでに様々な市民レベルでの国際交流は行われてきているが、改めてこのような取り組みの意義をマルチトラック外交の文脈で捉えなおしてみたい。

二〇二五年一〇月二五日と二六日に愛知県名古屋市中日本平和大会が開催され、筆者も分科会のパネリストとして参加する機会に恵まれた。筆者が参加したのは「戦後80年・日韓条約60年―平和な北東アジアを実現するための日韓市民の交流」と題する第1分科会で、筆者の他に韓国・フォーラム平和共感研究員

李俊揆氏^{イジュンキョ}、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟弁護団事務局長の岩月浩二弁護士が登場した。

この中で李氏は、「1965年体制の枠を越えて、非核平和の東アジアを目指す韓日関係へ」というタイトルで報告を行い、日韓基本条約に基づく「1965年体制」の構造的な問題、すなわち日米韓が安全保障と経済の論理で歴史問題を封印し、さらにはその下でアメリカの対東アジア戦略、韓国の軍事独裁政権、日本の保守執権勢力といった三者の利害関係の一致によって、アメリカの「Hub & Spoke」同盟ネットワークづくりや「対共産主義圏封鎖網」(韓国は「戦線国家」として、日本は「基地国家」として)が構築されてきた経緯を詳細に分析した。その上で、日韓の今後の課題として、民主主義、歴史正義、平和構築を柱に日韓市民が連帯を強めていくこと、とりわけ「同盟の政治」の枠を乗り越えた多国間協力枠組みづくり(信頼醸成、軍備統制、軍縮)、非核平和の東アジアを目指す連帯の必要性について強調された。筆者も「日米韓軍事一体化の危険と北東アジア平和への運動の課題」と題し、日韓の市民・NGOなどによる「マルチトラック外交」の可能性について報告を行ったが、これは李氏の問題意識と大いに共感するものであった。短い時間ではあったが、参加者からも新たな知見について活発な質疑応答や意見交換がなされ、北東アジアの平和実現に向けた日韓市民の交流の場として非常に有益な機会であったと思う。残念ながら国家の外交に必ず

しも期待できない現状があるからこそ、このような機会を市民による外交のチャンネルのひとつとして捉えなおすことには重要な意義がある。そして、このような取り組みは、日本国憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義」を結集する憲法九条を基軸とした「軍事によらない平和」実現のアプローチの一環として、今後ますます積極的な評価に値するといえるのではないだろうか。

注

- (1) 筆者なりの「軍事によらない平和」の構想を提示した別稿として、三宅裕一郎「今あえて、『軍事によらない平和』を追求することの意義」憲法ネット103編「混迷する憲法政治を超えて」有信堂高文社、二〇二五年「三四頁以下。
- (2) なお、この憲法九条改正試案は『諸君！』二〇〇五年六月号に掲載されているようであるが直接これを参照できなかったため、ここでは現在も高市首相のHPに転載されているものを参照したことをお断りしておく。
- (3) 高市首相によれば、このような憲法九条改正私案になったのは、「政府の最大の責務は、『国民』『領土』『主権(独立統治)』を守り抜くことだと考えている。残念ながら現行憲法は、日本政府が主権国家として当然に果たすべき役割について、その正当性を担保する機能を果たしていない」ことがその理由だという。(産経新聞出版、二〇二四年)一八頁。
- (4) 高市早苗編『国力研究—日本列島を、強く豊かに』(産経新聞出版、二〇二四年)一八頁。
- (5) 櫻井よしこ・高市早苗「中国の脅威から国家国民を守るために」『強い国家を目指して 高市早苗の戦い』(正論)二〇二五年二月号増刊』所収六六頁(『正論』二〇二三年五月号初出)。
- (6) 川崎哲・浅野英男「揺らぐ『国是』—非核三原則はどこへ向かうか」『地平』二〇二六年一月号—一四頁参照。他方、そもそも「核抑止力」がもつ幻想や虚構性についても、今後も批判的に検証し続けてい

く必要はあるだろう。この点については、小澤隆一『日米核軍事同盟と憲法9条』(新日本出版社、二〇二五年)第4章「核抑止」論批判の視点」二四〇頁以下、豊下楯彦『核抑止論』の虚構」集英社、二〇二五年)などを参照。

(7) なお、二〇二五年二月一日に立憲民主党の辻元清美参院議員が公開した内閣官房作成の応答要領によれば「台湾有事という仮定の質問にお答えすることは差し控える」などの記載があり、今回の発言が高市首相個人の判断によるものであったことが明らかとなっている。

(8) もっとも、この点について宮崎礼壹・元内閣法制局長官は、法律論として、そもそも国連加盟国ではない台湾への武力攻撃が米軍による集団的自衛権行使の前提とはなりません、ましてやそのような米軍の要請によって日本が武力行使することを可能とする正当な理由は見出しがたいので、このようなケースで「存立危機事態が成立する余地はそもそもない」とする示唆に富む見解を述べている(朝日新聞)二〇二五年一〇月四日付朝刊)。

(9) ちなみに高市首相は、二〇二四年自民党総裁選をめぐるフジテレビの番組で、中国による台湾の海上封鎖が発生した場合の事実認定について質問された際、「存立危機事態になるかもしれない」とにかく日本の生存に関わる。シーレーン(海上交通路)も使えなくなり、場合によっては東京と熱海の間くらいに中国の戦艦だとか、軍用機が展開するような事態になる。そのくらいの危機感を持ってとらえている」と発言したと報じられている(毎日新聞デジタル)二〇二五年一月二日)。

(10) 猿田佐世「自発的対米従属—知られざる「ワシントン拡声器」(角川新書、二〇一七年)二〇八頁。

(11) マルチトラック外交の詳細については、君島東彦「平和のアジェンダを再設定する—我々は何ができるのか、何をすべきなのか」川崎哲・青井未帆編著『戦争ではなく平和の準備を』(地平社、二〇二四年)一九五—二〇一頁を参照。

(12) 同二〇一頁。